

りす俱樂部

2020 年
5月号
第281号



新型コロナウイルスの蔓延

りす倶楽部会報誌の絵画は、ほぼ一年単位で創作の計画を建てています。4月、世界遺産白川郷集落の新緑を描くつもりでしたが、ウイルス拡大により外出制限しています。感染が秋までに終焉してほしいとの祈りを込め、令和改元を祝して描いた「秋景・合掌民家」を、今回の掲載にお願いしました。

弁護士 福井大海

戸籍法改正でより迅速で

確実な死後事務が可能に

NPOりすシステム 理事・弁護士 長谷川範子

りす倶楽部第260号2018

年4月号では、りすシステム行政書士・黒澤史津乃から『戸籍法における死亡届出資格者拡充』、同第272号2019年6月号では、戸籍法改正の官報公告についてご報告をしました。

本号では、同改正に関する詳細をお伝えします。

りすシステムの利用者の皆さんが、りすシステムに入会されたきっかけは何でしたか？

・自らの死後について事前に自分で決めておきたい。

・施設や病院の保証人が必要となった。

・一人暮らしで病気や認知症になったときのこと等が不安である。

それぞれのご事情のもと、りす

システムが「契約家族」として皆さんの「これから」をサポートしていくことになったわけですが、りすシステムは生前、後見、死後の全てのステージを間断なくサポートする仕組みということは既にご案内のとおりです。

とりわけ「死後」は、前もって葬儀や家の片付けなどについて詳細にご指示をいただき、りすシステムはそれを誠実に履行します。

りすシステムがお引き受けしている死後事務には、「死亡届及び火埋葬許可申請」という項目があります。この項目について重要な法改正があったというわけです。

ここで、死亡届の届出人欄に署名押印する「親族等」が居ない場合、届出人の欄に署名できる者として法定されている者が署名押印しますが、これまで法律では次の様に定められていました。



死 亡 届		受理 平成 年 月 日		平成 年 月 日	
		第 号		第 号	
平成 21 年 1 月 9 日 届出		送付 平成 年 月 日		長 印	
		第 号			
東京都千代田区 長 殿		書類課長	戸籍記録係	区民課長	調査室 課 長
		市民課	庶務	住民課	通 知

(1)	(よ み か た)	ん ど う ち う	
(2)	氏 名	民 事 一 郎	☒ 男 ☐ 女
(3)	生 年 月 日	昭和 23 年 12 月 14 日	☐ 午前 時 分 ☐ 午後
(4)	死亡したとき	平成 21 年 1 月 9 日	☒ 午前 4 時 10 分 ☐ 午後
(5)	死亡したところ	東京都 港区虎ノ門 17 丁目 1	
(6)	住 所	東京都千代田区霞が関 17 丁目 1	
	(住民登録をして いるところ)	世帯主 の氏名	
		民 事 一 郎	
(7)	本 籍	東京都千代田区丸の内 17 丁目 1	
	(外国人のときは 国籍だけを 書いてください)	世帯主 の氏名	
		民 事 一 郎	
(8)	死亡した人の 夫または妻	☒ いる (満 60 歳) ☐ いない ☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ 離別	
(9)	死亡したときの 世帯のおもな 仕事と	☒ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☒ 2. 自営業、商工業、サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人福祉等 (厚生年金) の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が 1 人から 99 人までの世帯 (日々または 1 年未満の契約の雇用者は 5) ☐ 4. 3 にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々また は 1 年未満の契約の雇用者は 5) ☐ 5. 1 から 4 にあてはまらないその他の仕事をしている世帯 ☐ 6. 仕事をしている者がない世帯	
(10)	死亡した人の 職業・産業	(国勢調査の年…… 年)の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで に死亡したと記入してください	
		職業	産業
	そ の 他		
	属 出 人	住所 東京都千代田区霞が関 17 丁目 1 本籍 東京都千代田区丸の内 17 丁目 1 署名 民 事 大 郎	
		世帯主 の氏名	
		民 事 大 郎	
		印 昭 和 51 年 12 月 28 日 生	

死亡診断書（死体検査書）

記入の注意

この死亡診断書（死体検査書）は、我が国の死因統計調査の資料として用いられる。お心遣いで、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	民事 一郎		○男 2女	明治 大正 昭和	23 年 12 月 18 日	時 分
死亡したとき及びその場所	平成 21 年 1 月 9 日	午後 4 時 40 分	（生まれたときから死亡までの期間） （生まれたときから死亡までの期間）			
死亡したところ及びその種類	死亡したところ 東京都港区虎ノ門1丁目1-1 死亡したところの種類 0000 病院					
死亡の原因	17 脳死原因 脳 出血 18 心臓死原因 動脈硬化心症 19 その他死因 発病（発症）は受病からで 期間 10時間 発病（発症）は受病からで 期間 40月					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明 1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は、自殺 9 死因は、他殺 10 死因は、不明					
死因の分類	1 死因は、自然に 2 死因は、他人の行為 3 死因は、動物の咬傷 4 死因は、火災 5 死因は、交通事故 6 死因は、労働災害 7 死因は、犯罪 8 死因は					

戸籍法87条

第1項 死亡の届出をしなければならない者

(義務者)

1. 同居の親族
2. その他の同居者
3. 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

第2項 死亡の届出をすることが出来るもの

(資格者)

1. 同居の親族以外の親族
2. 後见人、保佐人、補助人、任意後见人

りすシステムは、死後事務の履行として、これらの方々に署名押印を頂いて死亡届を提出する事務を行っています。

後見監督人選任後、りすシステム自身が「任意後见人」として届出した事例もあったのですが、りすシステムが任意後见人になる前、つまりご本人が判断力が低下する前に死亡した場合、「任意後見受任者」の立場では届出をすることが出来ませんでした。

そのような中、『死亡届の義務者及び資格者のいずれも存在しないケース』に遭遇することがあり、その場合でも、りすシステムは市区町村の戸籍担当者との交渉により、何とかいち早く死亡届の提出を行ってきました。

義務者及び資格者のいずれも存在しないケースは、次の場合です。

▽同居の親族、その他の同居者がいない
Ⅱ一人暮らし

▽同居の親族以外の親族が見当たらない

▽家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人がいないⅡ持ち家にお住まい

▽後见人等がいない



つまり、『一人暮らしで、同居していない親族も見当たらず、持ち家にお住まいで、ご自宅で死亡した後见人等が付いていない方の場合』等となりますが、このようなケースはごくありふれたケースだと思いませんか？

同居していない親族は、戸籍調査をすれば見つかることが多いのですが、戸籍調査は全国に散らばる市区町村に郵送で一つひとつの戸籍（除籍）謄本を請求して、一つひとつ遡って調査するため、数ヶ月単位の日数がかかります。

ご遺体は日々刻々傷みますし、7日以内に届出をしなければならないので、戸籍調査を待つて、同居していない親族に署名押印を依頼するのは現実的ではありません。

また、届出を依頼された「同居していない親族」にとっても、亡くなった方が本当に自分の親族の方であるということの確証が持てないまま、署名押印することに抵抗

を感じ、協力を得られないことも多くあります。

死亡届は人の権利義務の帰属主体としての終焉を意味し、相続という重大な効果を発生させる重要なものであるので、確認がないまま死亡届に署名押印が出来ないのも当然です。

このようなケースに遭遇した時でも、りすシステムは死亡届の提出を行って参りましたが、今般の改正で、届出資格者として『任意後見受任者』が加わることとなり、前出のようなケースでも、利用者の皆さんと任意後見契約を締結しているりすシステムが、届出資格者として署名押印して、死亡届を提出することが出来るようになったのです。

もともと死亡届の義務者・資格者は、人の死という重大な局面において、死亡の事実をいち早く、かつ、間違いなく「その者」が死亡したことを確認することが出来る立場の者として法定されました。

りすシステムは、利用者の皆さんとの間で公正証書による任意後見契約を締結し、施設・病院の保証人となり、緊急対応をしていることで、万一の時にはいち早く死亡の事実を知り得る者です。そのようなりすシステムの立場が、法的にも認められたというわけです。

平成30年（2018年）2月9日、法務大臣の諮問機関として、法律改正の原案となる改正要綱を取りまとめる『法制審議会 戸籍法部会 第4回会議』が、法務省第一会議室で開催されました。



同会議では、死亡届出の届出資格者の拡充について議論され、その場に、「死後事務あるいは任意後見受任といった事務をNPO活動としてされている方」として、りすシステムが招かれ、行政書士の黒澤史津乃が参考人として、実務に則した説得的な報告を致しました。

参考人としての報告の後、委員からは多くの質問が出され、りすシステムの活動の重要性について高い評価をいただき、このたびの法改正につながりました。

議事録については、『平成30年2月9日 法制審議会戸籍法部会 第4回会議 議事録』と検索していただければ、法務省のデータがヒットしますので、ご興味のある方は是非ご覧下さい。



この改正は、令和元年5月24日に成立し、同年5月31日公布されました。公布の日から1年以内に施行されることとなり、おり、本年3月18日政令第47号により、本年5月1日より施行されたことをご報告いたします。



実は、「死亡届の届出資格者拡充」は今回の改正のごく一部にすぎず、今回の改正により、戸籍情報をマイナンバー制度と連携させ、戸籍の届出及び行政手続き、すなわち婚姻、離婚、養子縁組といった手続きや、国民年金、健康保険、児童扶養手当の受給などの各種社会保障関係の届出において、戸籍等の提出を不要とし、あわせて本籍地以外の市区町村でも、本人や親族の戸籍の取得を可能とする（マイナンバーカードや運転免許証などで本人確認をする）こととされています。

このようなシステムを構築するため、これまで各市区町村役場で管理していた戸籍データ管理システムを、法務省の新システムにおいてデータ管理をすることになり、そのシステム運用開始時期は、公布から5年を想定しているとのこと。

令和6年夏ころには、マイナンバー制度を利用して、各種の社会保障手続きで戸籍謄抄本の提出を省略するなど、利便性が向上するとされています。

これまでアナログな作業を強いられてきた事柄について、ITを十分に活用した制度づくりにより、負担が軽減されていくことを期待したいと思います。



※法務省の窓から見た皇居外苑





いす友 おたより 紹介コーナー



晩春の候、今朝窓を開けますと雲一つない晴れた空が広がっております。

本来ならば、あまねく光の中の花々が咲き集う好季節を満喫するはずが、緊急事態宣言が出て、毎日の報道に心安まらぬ日が続いております。

りすシステムのご様子はいかがかと存じましたところ、本部スタッフの皆様方は殆ど在宅勤務、新木場センターにて、直接的な業務活動をなさっておりますと伺いました。

皆様方には現在大変な状況の中で、変わらずお仕事に携わって頂きまして本当に有難うございます。皆様方のお働きのお陰で、緊急事態にもかかわらず、毎日心強く暮らすことができております。「りす倶楽部」三月号の松島先生の記事を心して拝読致しました。マスクに限らず、新型コロナウイルスへの対処の仕方や、それ

に伴う諸問題についての政策には、情ないことに不信感が募り、恐ろしくなります。

「知識は最強のワクチン」に強く頷きました。

日々状況は変わってゆきます。不確かな情報に惑わされず、鵜呑みにせず、自分でしっかり考えなければいけないと存じます。時宜にかなった記事を有難うございました。

今日は近くの浜辺まで歩きました。



のどかな春の海に遊ぶ白鷺、木々の若葉、鮮やかなつつじ、季節の歩みのたしかさを感じ、自然に励まされる思いが致しました。季節の変わり目で体調管理の難しい昨今、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいますよう、心よりお祈り申し上げます。

兵庫県 R・M様

〈地球に恩返しの森〉の活動をブログで発信しています！



地球に恩返しの森づくり事業部では、2009年以降、〈地球に恩返しの森〉(大分県由布市庄内町)づくりを通して、様々な環境保護運動をしています。日々の活動の様子を、〈地球に恩返し・くすりの森の「しんの」ちゃん〉ブログで発信していますので、ぜひご覧下さい！季節の美しい写真もたくさん掲載しています。ご訪問お待ちしております。



<https://ameblo.jp/liss-shinno/>

地球に恩返し しんの 検索



支部



活動記

北海道・北日本支部

▼本誌第279号2020年3月号で紹介したJさん（87歳・女性）のその後です。

高齢者施設に暮らすJさんが緊急搬送され、脳出血の診断で入院しました。順調に回復し、急性期

病棟から回復期リハビリ病棟に移動、現在はリハビリに励んでいます。

リハビリ病棟では、社会・在宅復帰を念頭に入院生活を送ることになるので、回復に合わせ、急性期病棟では必要なかった、普段の生活で使う衣類などが必要になってきます。看護師から、「Jさんが上着を欲しがっています。届けられますか」と依頼がありました。

平時なら持参するところです

が、コロナウイルスの感染予防を第一に考え、希望の衣類を購入し、宅配便でお送りすることにしました。

翌日、無事届いたと看護師から電話があり、Jさんも電話に出て、「カーディガンが届いて嬉しい…」と、涙声で話されました。

1週間後、看護師から、現在使用中のリハビリパンツから普通のパンツに移行したいと連絡があり、こちらで購入、送付しました。Jさんが暮らす施設の相談員によると、Jさんは退院後、介護サービスを利用して施設の暮らしに戻ることも可能とのこと。現在、要介護認定の申請中ですが、コロナ禍で手続き等が遅れているようです。

Jさんには焦らずゆっくりリハビリに励んでいただき、十分回復

した後、元の生活に戻っていただければと思います。



東日本支部

▼りすシステムは新型コロナウイルス感染防止のため、2月25日、クラスター（集団感染）を引き起こす可能性のあるイベントを、5月末まで全て中止としました。先頃、それを8月末頃まで延期することを決定したばかりです。

この措置は、利用者の皆さん、りすシステムのスタッフ、そしてりすシステムを守るための判断です。利用者の皆さんにはご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

サポートについても緊急を要す

るものに限定してお引き受けし、スタッフが少しでも人混みに行かずに済むよう、自宅での在宅勤務をメインとして、サポートも原則として現地に直行直帰としています。

緊急を要する医療関係のサポートでは、スタッフはN95マスク・不織布ガウンを着用し、感染防止に努めています。

政府の緊急事態宣言を受けて、りすシステムも活動を縮小していますが、職員の休業に対しては、雇用を守り、今後もしりすシステムの運営を支えてもらうため、雇用の調整助成金を申請して、法律の規定より割合の高い休業手当を支給することとしています。

事務所が密にならないよう、在宅勤務も導入しました。在宅勤務のスタッフから、公正証書まで契約が出来ている利用者の皆さんへ、ご様子をお伺いする電話をさせていただいています。

多くの方にお電話していただきました。心より御礼申し上げます。

また、電話で処方箋を取得出来るといふ記事が参考になり、実際に病院に行かずに済んで助かったというご連絡もいただきました。

今後もお役に立てる情報を発信していきたいと思っています。

ありがとうございます。

5月14日、47都道府県のうち39

県で緊急事態宣言の解除がなされました。東京も解除されるような雰囲気ですが、危険が去ったわけではありません。

今後の状況を慎重に見極めながら、利用者の皆さんとの契約を確実に履行出来るようにするため、準備を整えていきます。

嬉しいこともありました。本誌第279号2020年3月号の、マスク不足の記事をご覧になったお二人の利用者さんから、マスクのご寄付をいただきました。大変

助かりました。心より御礼申し上げます。

また、電話で処方箋を取得出来るといふ記事が参考になり、実際に病院に行かずに済んで助かったというご連絡もいただきました。



中部日本支部

▼高齢者施設に暮らすJさん（79歳・男性）。4月末に受診予定でしたが、コロナウイルス感染予防を第一に考え、施設と話し合っ、受診日を延期出来ないか病院に相談しました。

病院から、「電話で受診が可能です。主治医から受診日時にお電話します」との回答を得、当日は施設の看護師に付き添ってもらい、診察を終えました。

状態に変化なしでしたが、次回7月末の受診では検査を受ける必要があり、事態の好転を願っています。

▼Aさん（70歳・男性）が暮らすサービステキ高齢者向け住宅から、「Aさんがふらつきを感じ、嘔吐の症状もあります。訪問診療してもらっている医師に電話で相談したところ、頭部のCT検査をした方がいいと言われ、K病院で検査することになりました。付き添ってもらえますか」と電話がありました。

通常なら施設に迎えに行き、一緒に病院へ向かうところですが、新型コロナウイルスの感染拡大下ですので、Aさんには施設の送迎サポートを利用してもらい、K病院の受付で落ち合うこととしました。

K病院での診断は、脳梗塞と肺炎の疑いありとのことで、以前入院したことのあるE病院へ救急搬送されました。

E病院での精密検査の結果、脳梗塞・肺炎ではないとの診断で、施設に帰ることが出来たAさんでしたが、翌日再び体調不良を訴え、E病院を再受診。血液、痰の検査を行い、抗生剤を処方されました。

検査結果は2週間後に出るとのこと、受診サポートを予定しています。

西日本支部

▼昨年7月、高齢者住宅仲介センターから、「施設をご紹介したSさん（80歳・男性）に、身元引受保証人を頼める人がいないので、お願い出来ませんか」と相談の電話があり、仲介センターの担当者とSさん宅を訪問し、[総合保証パック](#)を説明しました。

これは、申込みと同時に公正証書作成をすすめる契約で、公正証書作成が完了した日から、身元引受保証などのサービスが受けられる仕組みです。死後事務について

は、後日面談で企画書などの書類を作成していただきます。

お話を聞いたところ、一人暮らしのSさんは持病をかかえ、日常生活に支障をきたすようになり、施設入居を考えるようになったそうです。希望に沿った施設が見つかったものの、身元引受保証人を頼める人がおらず、困っていたとのことでした。

説明をお聞きいただき、納得されたSさんは、りすシステムと契約。ご相談を受けてから2ヶ月後、施設に入居しました。

施設入居後は介護サービス計画の打合せに同席し、介護用品のレンタル契約、訪問看護ステーションや薬局との契約、福祉タクシーの利用申請等を行いました。

今年に入り、施設での生活に慣れてきたSさんから、自宅を売却したいので手伝って欲しいと依頼がありました。

りすネット不動産事業部のス

タッフがSさんのご希望をお聞きし、司法書士による売却の意思確認を経て、3月末、ほぼご希望に沿った形で売却出来ました。

自宅に残っていた荷物は、必要な物は施設に届け、それ以外は提携の業者に処分を依頼。自宅売却後、住所変更の届出をし、保険証も再発行されました。



中国支部

▼4月末、Tさん（87歳・男性）が暮らし特別養護老人ホームから、「Tさんが数日前から何も食べられなくなり、高栄養のゼリーを少し口にする程度で、かなり危険な状態です」と電話がありました。

新型コロナウイルスの影響で、家族でも面会は不可の昨今です。Tさんは、終末期の積極的な治療

は望まないと企画書に記してあり、施設にもその旨を説明していたので、「万一の際は、Tさんが苦しまないよう最善を尽くし、施設で看取ります」とのことでした。

お会い出来ないまま、Tさんが息を引き取ったのは、その4日後の深夜。葬儀社にご遺体を引き取ってもらい、翌日の火葬に立ち会いました。

現在、死後事務を進めており、契約期間が長かったTさんのサポートの様子をふと思い起こしています。

8年前、「春の例会に参加します」と連絡があり、会場でお待ちしていましたが、お越しにならな

いことがありました。その日の夕方お電話がつながり、どうされたのかお聞きしたところ、「最寄りの駅まで行きましたが、どこに行けばよいかわからなくなり戻ってきました」とのお

返事。その後、幻覚や幻聴に悩ま

されるようになり、自宅での生活が困難となって、いくつかの施設を転々とした後、終の棲家となった現在の施設に入居しました。

その後、受診に付き添ったり、買い物に同行したりしましたが、カラオケが大好きだったTさんの依頼で、カラオケにもお付き合いしました。「月に1回施設を出て、自由に買い物をし、カラオケを楽しめるのが嬉しい」と、訪問を心待ちにして下さっていたTさんの笑顔が蘇ります。

認知症を受診したドクターか

ら、「昔の思い出をたくさん引き出してあげて下さい」とのアドバイスがあり、以前お聞きしていた子どもの頃のお話や、仕事で海外に滞在していた時のエピソードなどを、Tさんに語り掛けました。

サポートを通じ、Tさんからたくさんのお話を学ばせていただき感謝しています。どうぞ安らかに

お眠り下さい。

九州支部

回の受診に工夫を凝らすことになりました。

▼「子どもは、あてにしていません」と、Mさん（88歳・女性）がご夫妻でりすシステムと契約したのは18年前のこと。その後、Mさんは有料老人ホームに入居し、主人は介護サービスを受けながら、自宅での生活を続けていました。

月に一回、ご主人とともにMさんの暮らすホームを訪れておしゃべりし、外食を楽しむ日々を過ごしていましたが、数年前ご主人が亡くなった後、Mさんはグループホームに転居。ご主人はいなくなりましたが、Mさんの定期訪問は継続中です。

定期受診にも付き添っており、新型コロナウイルスの感染リスクを回避しなければなりません、半身麻痺のあるMさんはマスク着用や会話が難しい状態。そこでMさんが外出しなくて済むよう、今

内科・泌尿器科・緩和ケアの定期受診に付き添っていますが、都度、採血や検尿が必要で予約時間通り診察してもらえず、長時間待つことも多かったので、三科を同日に受診出来るよう各主治医をお願いしたところ、同じ日に診察してもらえようになりました。

三科同日の診察になったとはいえ、院内の滞在時間は長く、新型コロナウイルス感染の危険があり、Wさんからも、「今のところ服薬の必要もないので、出来れば診察を延期したい」との申し出がありました。

そこで、最も重要な泌尿器科の主治医に、診察を延期出来ないか相談したところ、「血尿や痛みが出たら直ぐに受診すること」という条件付きで了承してもらい、他の二科も予約の変更をしました。今回の受診時には、事態が好転していることを願っています。

大分支部

▼自宅マンションで一人暮らしのOさん（85歳・女性）が、救急搬送されました。

腹痛と吐き気を覚えたOさんが、セコムの「マイドクター」を握って救急信号を発信したのと同時に、駆け付けたセコムの緊急対応員が救急車を手配するとともに、りすシステム24時間緊急コールセンターにこの旨を連絡。緊急コールを受けたスタッフから支部に連絡が入り、搬送先のA病院に向かいました。



急病時などは、セコムのペンダント型「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



搬送先でお会いしたOさんは意識もはっきりされ、「遅い時間なのに、来てくれたのですね。ありがとうございます」と感謝されました。

医師の診断では、Oさんは腸閉塞を起こしており、鼻から管を入れて圧をかけ、腹部に溜まっているものを出すとのこと。処置の間、身元引受保証人として入院手続きをし、看護師から入院診療計画書の説明を受けました。

処置と検査を終えたOさんとお会いしたところ、お疲れの様子でしたが、「姉とマンションの管理人に、入院したことを知らせて欲しい。購読中の新聞を止めて欲しい」と依頼がありました。

2日後主治医から、緊急手術をすることになったと連絡があり、再訪問。主治医によると、改善がみられないので開腹し、癒着している部分を広げる処置をするとのこと、手術室前までOさんに付き添い、待合室で待機しました。

術後、主治医から、「大腸はそのまま、癒着部分だけを広げました。経過を見ながら治療していきます」と説明がありました。

麻酔から覚めたOさんとICU(Intensive Care Unit集中治療室)でお会いし、手術がうまくいったと伝えたところ、笑顔を見せて下さったOさんです。

術後3日目、一般病棟(個室)に移動したOさんから、郵便物の確認、自宅のごみ処理、持参して欲しい物の依頼があり、アドバイザ12名で自宅を訪問。その後、依頼のあった品物を購入し、病室へ届けました。

術後の経過もよく、リハビリが始まったところで、ソーシャルワーカーから、転院先を検討した旨の相談がありました。

A病院でのリハビリ後、自宅に帰れると思っていたOさんは、当初、リハビリ目的の転院に難色を示しましたが、主治医、リハビリ

担当医とも話し合い、転院に納得。以前入院したことのある、自宅近くのN病院を転院先に希望したところ、受入れ可能で転院しました。

転院先のN病院も、りすが身元保証人として手続きし、リハビリのための入院生活がスタート。入院中に介護認定調査があり、要支援1と判定されたOさんは、毎日楽しく、積極的にリハビリに取り組み、目に見えて回復していきま

した。退院前日、あいにくの雨の中、心待ちにしていた美容院と一緒に出掛け、きれいに整ったヘアスタイルで、翌日退院しました。

後日Oさんからお礼の手紙が届きました。

「…2ヶ月に及ぶ入院は長く、いろんな出来事もあったけれど、先生やスタッフの優しい言葉、大好きなフレディ(フレディ・マーキュリー)。

フレディに関するOさんのお便りを、本誌第275号2019年10月号で紹介しています」の歌声が心の支えになりました。そして何よりも、り

すさんが本当の家族のように支えてくださったことが嬉しくて、感謝の気持ちでいっぱいです。またセコムさんにも、迅速で優しい対応をしていただき、加入していて良かったと心から思いました。関わって下さった皆様のおかげで元氣になりました。ありがとうございました。これから

もよろしく…」
コロナ禍で厳しい生活が続きますが、この2カ月の頑張りが、今のOさんの支えになっているそうです。

今後は地域包括支援センターと連携し、Oさんをサポートしていきます。





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願いいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

Tシャツ

■定価：2,000円（税・送料込み） ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定価：2,500円（税・送料込み） ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

人気のカラーです！



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育んでくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。



NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九（ゼロイチキュウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

上野 美恵子さん（千葉県佐倉市）
中山 秀臣さん（東京都西東京市）
中山 正代さん（東京都西東京市）
50音順



2020年4月1日～4月30日の期間、3名の方から寄附をいただきました。

NPO りすシステム

☎ 0120-889-443

りすセンター・新木場

☎ 0120-373-959